

相続遺言終活ニュース

令和5年

【おひとりさまに適しているのは、任意後見？家族信託？】

体や頭が衰えてきたときの対策として任意後見や家族信託があるというのは、テレビなどでご存知の方は増えているようですね。

ところで、おひとり様は、どちらを選択した方が良いでしょう？いまいち、この2つの違いがわかっていない人が多いようですので、今回は2つの大きな違いについて説明したいと思います。

結論から言いますと、おひとり様に適しているのは「任意後見」です。

自分の体や頭が衰えてきたときに必要なのは、財産管理と病院や老人ホームの手続、市役所の手続などを自分の代わりにやってくれる人です。(生活・介護・医療の契約手続などの法律行為することを「身上監護」と言います。)

家族信託は、財産管理はできますが、**身上監護はできません**。これが、任意後見との大きな違いです。また、家族信託で管理できる財産は一部の財産であり、全財産ではありません。

一方、任意後見は、財産管理と身上監護の両方に対応ができ、全財産を管理できます。

家族がいれば、何かあったときは市役所や病院等の手続は家族ができますね。ですので、財産内容や状況によっては、任意後見も家族信託も必要ありません。

しかし、おひとりさまの場合は頼れる家族がいませんね。ですので、いざ、入院することになったり、老人ホーム等に入る必要が出てきたりした場合には、自分の代わりに入所手続や自分の預貯金口座からお金をおろして支払をしてくれたりしてくれる人を用意しておかないと、手続等を進められずに困る、という事態に陥ってしまうのです。

任意後見も家族信託も契約ですので、頭がしっかりしているうちでないと契約は結ぶことができませんのでご注意くださいね。

【市県民税の申告はしておこう】

「収入は年金しかないから確定申告はする必要ないよね？」
確定申告の時期になると、このような質問をされることがあります。
確かに、年金額が年間400万円を超えない+他の所得が20万円超えない、という方は確定申告をする必要はありません。

しかし、確定申告をする必要が無い方でも市県民税の申告はしておいた方がよいと思います。

なぜかという市県民税の申告をしておかないと国民健康保険税等が正しく算定されなかったり、課税(非課税)証明書の交付を受けられなかったりすることがあるからです。また、行政サービスの負担額が上がってしまう場合もあります。

以上の理由から、市県民税の申告はしておいた方がよいと思います。



【埼玉県内の遺言書保管所について】

自筆証書遺言の保管申請ができるのは、

- ① 遺言者の住所地
- ② 遺言者の本籍地
- ③ 遺言者が所有する不動産の所在地

埼玉には8カ所の管轄区域があり、当初は保管申請するには管轄の保管所に行かねばなりませんでしたが、しかし、令和五年五月二十九日から①②③の地が埼玉県であれば県内のどちらの保管所にも遺言の保管申請ができるようになりました。

発行元



〒354-0034
富士見市上沢1-24-6メゾネット上沢B102
大曾根行政書士事務所
(行政書士・2級ファイナンシャルプランニング技能士・AFP)
TEL:049-290-7633 FAX:049-270-1710
営業時間9時~17時 土日祝日も営業しています。
初めてのご相談は無料です。駐車場有。



<https://office-osone.com/>

【相続土地国庫帰属制度の申請権者は？】

令和5年4月27日から、相続した土地を国が引き取る制度が始まっています。

申請権者（申請ができる人）は、相続や遺贈により土地の所有権を取得した**相続人**です。（ちなみに遺贈も相続人に対する遺贈に限られます。）

手続の代理ができる人も法律で定められており、代理ができるのは法定代理人（未成年後見人、成年後見人等）に限られています。

任意代理、つまり委任状を渡して、この手続の代理を誰かに頼むことはできません。

ただし、申請書の書類作成の代行を依頼することは可能です。

書類作成の代行ができるのは、行政書士、司法書士、弁護士です。

【弁護士事務所は危険がいっぱい？】

飲食店、食料品店、銀行、お医者さん、不動産屋さんなど通常の店舗や事務所は、営業時間に入口に鍵が掛けられていることはあまりないですよ。インターホンを押して応答があってから店内や事務所に入る場合にしても、ドアにガッチリ鍵がかけられている、というところはまずないのではないのでしょうか？

しかし、弁護士事務所は営業時間中もドアに鍵を掛けているところは珍しくありません。

弁護士事務所に勤務していた当時、他の弁護士事務所へお使いに行くと、インターホンを押して受け答えをしてから、鍵を開けて中に入れてくれる事務所は田舎のほうでもありました（遠隔操作でドアを開けてくれ、退出時は自動で鍵がかかるところもありました。）。あらかじめ何時に訪問すると連絡を入れておいてもです。

なぜなのでしょう？

弁護士の主な業務は訴訟、つまり、どうしても相手方から恨まれてしまうことが多いのです。

入口に鍵を掛けておかないと、恨みを持った相手が突然事務所に押しかけてきて襲われる、そんな危険が実のところあるのです。

襲われないにしても、嫌がらせの電話やFAXが来たことも。相手方でなく、ときには裁判結果が気に入らない依頼人から恨まれることも。

当時、事務所見学に弁護士志望の大学生が来て非常に怖がっていましたが、このようなクレームや嫌がらせが心配な人には弁護士になるのはお勧めできないな、と思いました。

裁判のお礼参りに来たよ！



【当事務所で相談できることは？】

遺言書の作成、相続手続（相続人の調査・遺産分割協議書の作成など）、任意後見契約、家族信託、死後事務委任契約、老後の生活設計など